

# ウェブアーカイブ制度化検討の方向性について

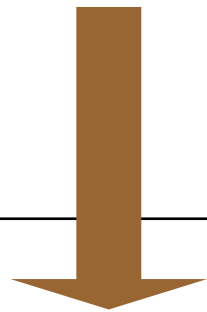
## —機能分担と連携・協力の観点を中心に—

---

国立国会図書館  
総務部企画課電子情報企画室長  
田中 久徳  
平成20年3月5日

# ウェブアーカイブの制度化検討の経緯

<p>平成11年2月</p>	<p>納本制度調査会答申</p> <p>「ネットワーク系電子出版物」は、制度によらず、館の任務に必要なものについて、選択的に契約によって収集するとした。</p>
<p>平成14年3月～ 平成16年12月</p>	<p>納本制度審議会への諮問、検討、答申</p> <p>平成14年7月 選択的蓄積保存事業 WARP 開始</p> <p>納本制度とは根幹原理が異なるため別の制度とすべきとした上で、内容による選別を行わず、広い範囲について著作権の権利制限を含む法的強制力を伴う制度を答申。表現の萎縮への配慮から、収集拒否の申出、事後の一定期間消去の請求を認める制度を提言。</p>
<p>平成17年1月～ 平成18年度</p>	<p>ウェブアーカイブ制度化推進本部による検討</p> <p>収集拒否・消去の申出、利用制限措置等を含む「インターネット情報の収集・利用に関する制度案」(平成18年6月)を検討し、関係府省・団体との協議、国民の意見募集等を実施したが、法案作成に至らなかった。</p>
<p>平成19年度～</p>	<p>ウェブアーカイブ制度化検討班を設置、今後の方向性、進め方についての検討を実施</p>



平成18年7月  
WARP本格事業化  
平成19年1月  
収集対象範囲の拡大

# インターネット情報の制度的収集

- (法的強制力を伴う) 制度的収集の必要性
  - 「出版物」の拡大(各国の国立図書館の取組み)
  - 電子情報の脆弱性(消滅の問題、長期保存の困難性、改竄の危険性)
  - 効率的収集の必要性(情報量の拡大、個別許諾の限界)
  
- 有体物を対象とする「納本制度(パッケージ系電子出版物を含む)」との相違
  - 根幹的要素の違い(到達義務、網羅性、納入義務者)
  - 収集にあたっては、複製・固定が不可避
    - ⇒ 法律による著作権の制限が必要

# 「制度化案(平成18年6月)」の骨格と課題

---

## □ 収集

- 日本国内で発信されたインターネット情報が対象。当面、個人、法人格を有しない団体、会社のサイトは、バルク収集の対象外とする。
- 言論の萎縮回避のため、収集拒否・消去の申出(国等を除く)

## □ 利用

- 館内利用及びインターネットによる提供。著作権者・発信者にインターネット提供の拒否を認める。(国等は有償情報のみ拒否を認める)
- 違法・有害情報を想定し、利用制限措置を講ずる。

## □ 課題

- 当館任務(出版物の収集保存)とインターネット情報の対応
- 違法・有害情報への対応(特に国が発信者となる危険性)

# 当面の取組みについての基本的考え方

---

## □ 現状認識

- 早期に制度化を実現する必要性
- 国民の理解、社会的合意形成の重要性

## □ 検討の方向・目標時期

- 制度的収集対象の限定(政府情報、学術情報等)  
⇒ 公的保存の要請(日本学術会議等)、立法補佐機関の観点
- 平成21年度中の法案提出を目標に取組みを進める。

## □ 特に留意すべき観点

- 単館による制度実現は現実的でないため、関連機関の連携・協力を前提とした制度案を追求する。
- アーカイブの社会的有用性を強調する。

# 制度案の方向性①

---

- 目的
  - 出版物及び出版形態の多様化に対応(従来任務の延長)
- 対象範囲
  - 日本国内で発信された政府情報(国、地方自治体、独立行政法人等)、学術情報(無償で提供されているもの)
- 収集方法
  - 収集ロボット及び発信者の送信を併用
  - サイト単位、著作物単位による収集
- 利用
  - 館内利用(閲覧・プリントアウト)
  - インターネット提供(公衆送信の権利制限)は、さらに可否を検討

## 制度案の方向性②

### □ 著作権制限

- 収集・保存に際して、複製権等の権利制限が必要
- インターネット情報の提供は、公衆送信の制限が必要

### □ 損失補償

- 特段の金銭的補償措置は想定しない。

### □ その他の制度想定

- 言論の萎縮に配慮し、収集の拒否・消去の申出を認める(国等は不可)。
- 人権侵害等を想定した利用制限措置を検討
- インターネット提供の拒否を認める(包括的な公衆送信権の制限を行う場合)

# 関係機関との連携・協力

## □ 基本認識

- インターネット情報のアーカイブを単独の機関のみですべて実現することは現実的でない。(単館主義の限界)
- ネットワーク上のアーカイブは、蓄積・保存と提供・発信が両立するため、現在、それぞれの機関が運用中のサービスとの調整が不可避である。
- 当館は、長期的保存に責任を負う。国全体の調整という観点に立ち、必要な基盤整備、現実的な制度運用を行う。

## □ 具体的方向性

- 柔軟な制度運用(収集時期・提供方法等)、契約・協定による委託
- 分散型アーカイブを統合的に運用する制度設計(識別子の付与等)
- 公共的観点からの緊急的保存措置